平成２５年（フ）第４６号
愛媛県南宇和郡愛南町久良613番地
債務者　飯田　祥嗣
1　決定年月日時　平成26年４月30日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月30日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２６年（フ）第１４号
高知県高岡郡佐川町黒原5898番地２、前住所高知県高岡郡佐川町丙3782番地24
債務者　清水ちさと
1　決定年月日時　平成26年４月30日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月30日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２６年（フ）第１０９号
宮崎市花ケ島町赤江町1318番地　東鋼ビル303号、前住所宮崎市福島町３丁目94番地１ヴェルデクス大淀河畔109号
債務者　工藤　晃一
1　決定年月日時　平成26年４月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月30日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１１３号
宮崎市広島１丁目14番３号　桂ビル501号
債務者　黒木　淳子
1　決定年月日時　平成26年４月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月30日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第２１号
宮崎県日南市大堂津１丁目６番１―105号
債務者　田原　マミ（旧姓山下）
1　決定年月日時　平成26年４月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月30日まで
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２６年（フ）第２５号
鹿児島県霧島市隼人町真孝757番地
債務者　芝　　克己
1　決定年月日時　平成26年４月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月30日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２６年（フ）第２８号
鹿児島県霧島市国分下井1812番地
債務者　潤　　洋子（旧姓川原）
1　決定年月日時　平成26年４月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月30日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２６年（フ）第３３号
石川県小松市下牧町ホ40番地４
債務者　畑　　徹郎
1　決定年月日時　平成26年４月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月１日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２６年（フ）第６８号
徳島県吉野川市山川町翁喜台87番地１、旧住所徳島市庄町４丁目11番地
債務者　森下　京子
1　決定年月日時　平成26年４月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月１日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第８４号
千葉県柏市東上町９番15号　ファミ―ユ・エスケ―206号
債務者　吉野　慶太
1　決定年月日時　平成26年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月３日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第１２３号
千葉県野田市木間ケ瀬2454番地77
債務者　岩田　容子
1　決定年月日時　平成26年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月３日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第１３６号
千葉県松戸市常盤平２丁目16番地の９ビューハイム101号
債務者　久保田和代
1　決定年月日時　平成26年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月３日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第１７８号
千葉県我孫子市中峠1136番地の１―107号　クレエール
債務者　古橋　　孝
1　決定年月日時　平成26年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月３日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第７５号
広島県福山市南手城町２丁目１番22号　フレグランス南手城Ｂ101
債務者　関藤　純敬
1　決定年月日時　平成26年４月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月７日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２６年（フ）第７６号
広島県福山市新涯町５丁目35番11―401号　小原ビルⅡ
債務者　今川美智子
1　決定年月日時　平成26年４月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月７日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２６年（フ）第７７号
広島県福山市神辺町字平野173番地14
債務者　猪原　卓磨
1　決定年月日時　平成26年４月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月７日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２６年（フ）第８１号
広島県福山市新市町大字相方370番地　アダージョンＣ202
債務者　岡野　　香
1　決定年月日時　平成26年４月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月７日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係